

告 示

埼玉県告示第五百四十六号

埼玉県景観計画を変更したので、景観法（平成十六年法律第百十号）第九条第八項の規定において準用する同条第六項の規定により、その計画図及び計画書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和七年七月一日

埼玉県知事 大 野 元 裕